入間市国民健康保険税条例及び入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

国民健康保険制度改革(広域化)に伴い、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度 を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、地方税法等の関 係法令が平成30年4月から一部改正されることから、以下の条例の一部を改正するもの です。

【条例改正内容】

① 入間市国民健康保険税条例 第2条・第5条の2の一部改正について

地方税法の一部が改正され、国民健康保険事業に要する費用に県へ納める納付金が加わることに伴い、課税額の規定を改めるとともに条文の整備を行うものです。 平成30年4月1日から施行。

② 入間市国民健康保険条例 第1条・第2条・第5条の一部改正について

国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険運営協議会に関する表記等を改めるものです。

平成30年4月1日から施行。

※以上の条例(案)を、市議会3月定例会へ提出します。

改正案

(課税額)

第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保</u> <u>険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属</u>

(課税額)

する国民健康保険の被保険者につき算定し た次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、 国民健康保険に関する特別会計において 負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法(昭和33年法律第192 号)の規定による国民健康保険事業費納 付金(以下この条において「国民健康保 険事業費納付金」という。) の納付に要す る費用のうち、埼玉県の国民健康保険に 関する特別会計において負担する高齢者 の医療の確保に関する法律(昭和57年法 律第80号)の規定による後期高齢者支援 金等(以下この条において「後期高齢者 支援金等」という。)及び介護保険法(平 成9年法律第123号)の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」と いう。)の納付に要する費用に充てる部分 を除く。) に充てるための国民健康保険税

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

の課税額をいう。以下同じ。)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保 険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属 する国民健康保険の被保険者につき算定し た基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国 民健康保険に要する費用(高齢者の医療の 確保に関する法律(昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等(以下こ の条において「後期高齢者支援金等」とい う。) 及び介護保険法 (平成9年法律第123 号)の規定による納付金の納付に要する費 用を除く。) に充てるための国民健康保険税 の課税額をいう。以下同じ。) 及び後期高齢 者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に 充てるための国民健康保険税の課税額をい う。以下同じ。) 並びに当該世帯主及び当該 世帯に属する国民健康保険の被保険者のう ち同法第9条第2号に規定する被保険者で あるものにつき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、同法の規定によ る納付金の納付に要する費用に充てるため の国民健康保険税の課税額をいう。以下同 じ。)の合算額とする。

現 行

- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 <u>第1項</u>の後期高齢者支援金等課税額は、 世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及び その世帯に属する国民健康保険の被保険者 につき算定した所得割額及び被保険者均等 割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が19万円を超える場合においては、後期高 齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 <u>第1項</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者 のうち介護保険法第9条第2号に規定する 被保険者であるものをいう。以下同じ。) である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険 者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額 は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であつて、当該 資格を喪失した日の前日以後継続して同 一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する 世帯であつて同日の属する月(以下「特定 月」という。) 以後5年を経過する月まで の間にあるもの(当該世帯に他の被保険者 がいない場合に限る。)をいう。次号及び 第21条において同じ。)及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属 する被保険者が属する世帯であつて特定 月以後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間にある もの(当該世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。第3号及び第21条に おいて同じ。) 以外の世帯 3,000円

(2) • (3) 略

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額 は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法(昭和33年法律第192号)第6 条第8号の規定により被保険者の資格を 喪失した者であつて、当該資格を喪失した 日の前日以後継続して同一の世帯に属す るものをいう。以下同じ。) と同一の世帯 に属する被保険者が属する世帯であつて 同日の属する月(以下「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。)をいう。次号及び第21条におい て同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世 帯所属者と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であつて特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯 に他の被保険者がいない場合に限る。)を いう。第3号及び第21条において同じ。) 以外の世帯 3,000円

(2) • (3) 略

改正案

第1章 市が行う国民健康保険の事務

(市が行う国民健康保険の事務)

第1条 市が行う国民健康保険の事務につい │ 第1条 市が行う国民健康保険については、 ては、法令に定めがあるもののほか、この 条例の定めるところによる。

第2章 市の国民健康保険事業の運営 に関する協議会

(市の国民健康保険事業の運営に関する協 議会の名称等)

- 第2条 国民健康保険法 (昭和33年法律第192 第2条 号。以下「法」という。) 第11条第2項の規 定により市に設置する市の国民健康保険事 業の運営に関する協議会の名称は、入間市国 民健康保険運営協議会(以下「協議会」とい う。)とする。
- 2 協議会の委員の定数は、次の各号に定める ところによる。

(1)~(4) 略

3 前項の委員は、市長が委嘱する。

(一部負担金)

第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療 の給付を受ける場合において、当該往診又 は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平 成20年厚生労働省告示第59号) 別表第1第 2章第2部第1節の往診料の項注4又は別 表第2第2章第2部の歯科訪問診療の項注 8の規定に該当するものであるときは、当 該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費 用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれ らの規定に該当しないものとして算定した 額を超える部分については、法第42条第1 項の規定にかかわらず、一部負担金を支払 現 行

第1章 市が行う国民健康保険

(市が行う国民健康保険)

法令に定めがあるもののほか、この条例の 定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数 等)

国民健康保険運営協議会(以下「協議会」 という。) の委員の定数は、次の各号に定め るところによる。

(1)~(4) 略

2 前項の委員は、市長が委嘱する。

(一部負担金)

第5条 被保険者は、往診又は歯科訪問診療 の給付を受ける場合において、当該往診又 は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平 成20年厚生労働省告示第59号) 別表第1第 2章第2部第1節の往診料の項注4又は別 表第2第2章第2部の歯科訪問診療の項注 8の規定に該当するものであるときは、当 該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費 用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれ らの規定に該当しないものとして算定した 額を超える部分については、国民健康保険 法(昭和33年法律第192号。以下「法」とい

うことを要しない。	<u>う。)</u> 第42条第1項の規
	定にかかわらず、一部負担金を支払うことを
	要しない。